

新宿区まちづくり長期計画 まちづくり戦略プラン(改定素案)に関する パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方(案)

1 実施期間

令和5年2月9日(木)から令和5年3月8日(水)まで

2 意見提出者及び提出方法

意見提出者 18名・団体

・郵送	0名・団体
・ファックス	0名・団体
・窓口持参	16名・団体
・ホームページ	2名・団体

3 意見数及び意見の計画への反映等

・意見数 94件

意見項目の内容		件数
1	改定素案全般に関する意見	3件
2	課題別戦略に関する意見	20件
3	エリア戦略に関する意見	70件
4	用語解説に関する意見	0件
5	その他の意見	1件
合 計		94件

・意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	2件
B	意見の趣旨は、改定素案の方向性と同じ	9件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D	今後の取組の参考とする	20件
E	意見として何う	29件
F	質問に回答する	21件
G	その他	13件
合 計		94件

4 意見要旨と区の考え方

《記載内容は、以下の項目を設け、整理しています。》

項目	説明
【分類】	頂いたご意見が計画の何に対するご意見であるか示しています。
【ページ】	頂いたご意見が計画のどのページに対するご意見であるか示しています。
【意見要旨】	頂いたご意見について、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	計画への反映等については、上記のA～Gの分類で示しています。 また、区に対する質問については、回答を記述しています。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
1	改定素案全般に関する意見	全体	区民の身近な課題として、建物の安全・安心の強化や高齢者や弱者の発災時の避難体制強化に取り組んでほしい。	B ご意見の趣旨は改定素案の方向性と同じです。 区は、課題別戦略の重点課題として、「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」を設定し、ご指摘の建物の安全安心の強化や避難体制の強化について取り組んでいます。
2	改定素案全般に関する意見	全体	各々の「取組み」について、東京都が行う取組や民間の取組に対して「整備を進めます。」と記載されているが、区が行う施策だという誤解を生じさせてしまうおそれがあるため、記載を変えてほしい。	E ご意見として伺います。 まちづくり戦略プランでは、「行政」を新宿区、東京都、国などと定義しています。そのため、区が行う事業ではないものについても、「整備を進めます」という記載をしています。また、区民や事業者が行うことが想定される施設整備については、「整備を誘導します」と記載をしています。
3	改定素案全般に関する意見	全体	「※」印は、用語解説に掲載している用語に、全てつけてほしい。	E ご意見として伺います。 用語解説に説明があることを示す「※」印については、読みやすさを優先するため、文中で初出の箇所につけています。
4	その他の意見	全体	区職員がまちづくりに貢献した場合、地元区民などにより感謝状やボーナスをだす仕組みをつくってほしい。	E ご意見として伺います。 区は、地域の皆さまと協働し、地域特性を活かしたまちづくりに取り組むことで、「高度防災都市化と安全安心の強化」と「賑わい都市・新宿の創造」の実現を推進しています。ご提案の仕組みについては考えていませんが、引き続き取り組んでいきます。
5	課題別戦略に関する意見	11～36	グリーンインフラの整備について、区民や事業者の協力のもと、夏みかんやレモンなどの柑橘類を積極的に植えて、分かりやすく明るく楽しい形で、防災・減災、地域振興、環境など、社会における様々な課題解決に活用してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 グリーンインフラの整備にあたっては、ご指摘の防災・減災や地域振興、環境の視点は重要です。ご提案の内容も踏まえ、グリーンインフラの整備を推進していきます。
6	課題別戦略に関する意見	16～18	高経年マンションの増加を背景として取り上げていますが、以下の高経年マンション再生を促進するための施策の取組みをお願いしたい。 ①マンション建替えの容積率緩和特例の新宿区ルール ②高経年マンション再生を促進するための施策の展開 ③「要除去認定基準」の整備	E ご意見として伺います。 ①については、マンション建替え等の円滑化に関する法律第105条に基づき、同法第102条第1項に基づく認定を受けたマンションの建替えにより新たに新築されるマンションで、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するものについて容積率を緩和する運用基準を、区は既に定めています。②については、同法が改正され要除去認定の対象が拡充されるため、今後、国や都の動向を注視していきます。③については、同法第102条第2項第2～5号に基づき、火災安全性不足や外壁等剥落危険性、配管設備腐食等、バリアフリー不適合、耐震性不足に関する基準を国が既に定めています。 区は、国や東京都の動向を注視しながら、高経年マンションの課題に引き続き取り組んでいきます。
7	課題別戦略に関する意見	17～36	17～36ページの記載された、新しい「取組み」について、対応する「推進方策」を追加してほしい。	B ご意見の趣旨は改定素案の方向性と同じです。 推進方策は、複数の取組みに対応して記載しているものもあるため、新しい取組みを追加しても、推進方策が必ず増えるということではありません。新しく追加した取組みの推進方策については、既に記載している内容に含まれています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
8	課題別戦略に関する意見	18	マンション対策の推進の取組みとして「新宿区マンション管理適正化推進計画」の早期取組みを願います。また、当計画の策定の取組みを記載してほしい。	E ご意見として伺います。 区は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正を受け、令和5年度に「新宿区マンション管理適正化推進計画」を策定する予定です。これまで取り組んできたマンション維持管理や再生への支援に加え、適正な管理を行っているマンションの管理計画の認定や適正管理のための助言・指導・勧告を行うことで、マンション管理の適正化を進めていきます。また、個別の計画の策定は、具体的な取組ではないことから、戦略プランには記載しません。
9	課題別戦略に関する意見	21	「レインガーデン」の意味を記載してほしい。また、レインガーデンの整備は、どこに整備されるか教えてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 以下のように、「レインガーデン」を、用語解説に追加します。また、レインガーデンの整備については、特定のエリアだけでなく、区全域において取り組んでいきます。 【用語解説(追加)】 レインガーデン: 降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる植栽帯のこと。
10	課題別戦略に関する意見	22	「障害発生時にも対応できる、多様な情報伝達…」の「障害発生時」の意味を教えてください。	F ご質問にお答えします。 障害発生時とは、災害時においてインターネットが使用できない場合などを想定しています。
11	課題別戦略に関する意見	23	近年、気候変動により頻発化・激甚化する台風や局地的な豪雨等による風水害や首都直下地震等の大規模自然災害の発生リスクが高まっており、大量の屋間人口を抱える新宿区においては、大規模災害時にエネルギーの自立性を確保する必要性が極めて高いことから、以下のとおり、下線部を追加してほしい。 2. 避難体制の強化 ●取組み ・小中学校等の避難所において、 <u>大規模災害時に自立してエネルギーを確保するため、自立分散型電源設備や停電対応型の空調設備等の導入を図るとともに、女性の視点や高齢者、障害者、外国人などに配慮した施設整備と避難所体制づくりを進めます。</u>	A ご意見を踏まえて修正します。 以下のように、下線部を追加します。 ・小中学校等の避難所について、 <u>停電対応型の発電機や冷暖房設備等の停電対策を講じるとともに、女性の視点や高齢者、障害者、外国人などに配慮した施設整備と避難所体制づくりを進めます。</u>
12	課題別戦略に関する意見	23	以下のとおり、下線部を追加してほしい。 2. 避難体制の強化 ●取組み ・公共施設の建設や民間開発等において、広域的な備蓄倉庫の確保を図り、物資供給体制を強化します。また、大規模な開発においては、広場や防火水槽などの整備、 <u>コージェネレーション設備等の自立分散型エネルギーの導入を誘導します。</u>	A ご意見を踏まえて修正します。 以下のように、下線部を追加します。 ・公共施設の建設や民間開発等において、広域的な備蓄倉庫の確保を図り、物資供給体制を強化します。また、大規模な開発においては、広場や防火水槽、自家発電設備などの整備を誘導します。
13	課題別戦略に関する意見	27	二酸化炭素排出量のグラフが新宿区なのか東京都なのか分からないため、表題を「二酸化炭素排出量(東京62市区町村の排出量)」としてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 出典は、現在使用している正式名称である「オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」と表記しますが、新宿区のデータであることを明らかにするため、グラフのタイトルに「(新宿区)」を追記します。
14	課題別戦略に関する意見	27	二酸化炭素排出量のグラフの縦軸に、「1000t-CO ₂ 」と記載されているが、3300は3300万トンの意味なのか。	F ご質問にお答えします。 縦軸の単位が「1000t-CO ₂ 」なので、「3300」は、330万トンとなります。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方考
15	課題別戦略に関する意見	29	「AI、IoT等の先端技術を活用した都市開発事業を推進していきます。」と記載されているが、分かりやすい表現にしてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 以下のとおり、具体的な内容を分かりやすくするため、下線部を追加します。 ・AI、IoT等の先端技術を活用し、 <u>自動運転技術や効率的な駐車場管理、エリア・エネルギー・マネジメントなどを導入した都市開発事業を推進していきます。</u>
16	課題別戦略に関する意見	29	「AI、IoT等の先端技術を活用した都市開発事業を推進していきます。」と記載されているが、各地区の目指すスマートシティのコンセプトとイメージを教えてください。	F ご質問にお答えします。 課題別戦略では、区全域の戦略について示しており、エリア戦略では今後都市開発諸制度の活用などが想定されるエリアについて、推進方策を示しています。各地区のスマートシティのコンセプトやイメージなど具体的な内容については、それぞれの地区の特徴を踏まえて策定するまちづくり方針等で示していきます。
17	課題別戦略に関する意見	29	「AI、IoT等の先端技術を活用した都市開発事業を推進」の推進方策を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 ご指摘の「AI、IoT等の先端技術を活用した都市開発事業を推進」については、推進方策の行政の欄に記載している「地域特性に応じたまちづくり」に含まれます。
18	課題別戦略に関する意見	29	「AI、IoT等の先端技術を活用した都市開発事業を推進」について、スマートシティ推進において「公民連携」の体制を教えてください。	F ご質問にお答えします。 スマートシティの推進は、地元まちづくり組織、地元企業、東京都などの連携により進めていきますが、具体的な推進体制は、それぞれの地区の状況に応じたものとしていきます。
19	課題別戦略に関する意見	29	「新宿区移動等円滑化促進方針」に、策定年度(令和3年)を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 まちづくり戦略プランでは、各条例等について記載するものは、名称のみとしています。
20	課題別戦略に関する意見	35	「取組み」の内容に合わせて、以下のとおり下線部を追加してほしい。 ●推進方策(各主体の役割) 行政 ・市街地再開発事業などの大規模建築の計画に対して、ICTによるエネルギーの管理や、 <u>コージェネレーション</u> などの高効率なエネルギー設備の導入の促進、ZEB化の誘導、再生可能エネルギー電力等の導入・切替の誘導等を進めます。	B ご意見の趣旨に沿って、計画を推進していきます。 ご指摘の内容については、現行の計画に含まれているため、ご意見も踏まえ、引き続き推進していきます。
21	課題別戦略に関する意見	36	AIオンデマンド交通の導入に向けた検討については、目的を明確にした上で検討を行うべきであり、公共交通空白地の無い区では、導入が必要とは思いません。	E ご意見として伺います。 区内には交通不便地域はありませんが、高齢者や子育て世帯等の多様なニーズに柔軟に対応し、区民の暮らしを支えるため、駅や保育園、高齢者施設等の身近な施設に円滑に移動できる交通手段を確保することが望まれています。こうしたことから、区民の移動手段のさらなる充実を図るため、民間事業者を活用したAIオンデマンド交通の導入に向けた検討を進めます。
22	課題別戦略に関する意見	36	AIオンデマンド交通の導入に向けた検討について、導入目的を教えてください。	F ご質問にお答えします。 区では、高齢者や子育て世帯等の多様なニーズに柔軟に対応し、区民の暮らしを支えるため、駅や保育園、高齢者施設等の身近な施設に円滑に移動できる交通手段を確保することが望まれています。こうしたことから、区民の移動手段のさらなる充実を図るため、民間事業者を活用したAIオンデマンド交通の導入に向けた検討を進めます。
23	課題別戦略に関する意見	36	歩行者空間の確保のための柔軟な道路空間の活用について、その考え方を教えてください。	F ご質問にお答えします。 歩行者空間の確保のための柔軟な道路空間の活用とは、地域の状況に応じた車道と歩道の幅員の変更による、ゆとりある歩行者空間の創出と、必要に応じた荷さばき用停車スペース、次世代モビリティの走行レーンの創出などを行うことを想定しています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
24	課題別戦略に関する意見	36	歩行者空間の確保のための柔軟な道路空間の活用について、分かりやすく記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 以下のように、用語解説に「柔軟な道路空間の活用」を追加します。 【用語解説(追加)】 柔軟な道路空間の活用:地域の状況に応じて、車道と歩道の幅員を変更し、あわせて必要に応じて荷さばき用停車スペースや次世代モビリティの走行レーンなどの創出を図ること。
25	エリア戦略に関する意見	37～175	令和2年に東京都・特別区・市町村が改定した「緑確保の総合的な方針(改定)」の趣旨やGXの観点により、全体的に「緑化の誘導」ではなく「緑化の確保を推進」としてほしい。	B ご意見の趣旨は改定素案の方向性と同じです。 まちづくり戦略プランに記載している「緑化の誘導」とは、一定規模以上の施設計画において緑化基準以上の緑化を誘導する意図であり、大規模開発の際、誘導を進めることを想定しています。一方ご指摘の「緑化の確保」については「みどりの保全」と記載しており、区民、事業者、行政によるみどりの保護と育成を推進する意図で記載しています。
26	エリア戦略に関する意見	37～175	エリア戦略の「現状・課題図」において、都市計画道路の「完了、事業中、優先整備路線、未整備」が図示されているが、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(令和元年11月)」を踏まえて正しく表記されているか、第三建設事務所に確認の上で記載してほしい。	E ご意見として伺います。 ご指摘の「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」には、令和元年11月の策定当時の情報が掲載されています。改定素案では、令和5年1月時点での情報に基づき記載しています。
27	エリア戦略に関する意見	37～175	全体的に「まちづくりの歩み」について、丁寧に記載してほしい。	E ご意見として伺います。 各エリアの「まちづくりの歩み」の項目については、それぞれエリアの状況に応じて、必要な事項を掲載しています。
28	エリア戦略に関する意見	122～167	「11.新宿駅周辺地区」の各エリアにおける「3 主な課題」は、誰が取り上げた課題なのか教えてほしい。	F ご質問に回答します。 区が地元とともにまちづくりに取り組んでいるエリアについては、担当している部署に寄せられた、地域の皆さまの意見を反映させています。その他、都市計画審議会での意見や区として把握している課題を反映させています。
29	エリア戦略に関する意見	37～175	「3 主な課題」の丸数字(①など)と対応していると誤解してしまうため、各エリアの「4 戦略」にある、丸数字(①など)は無くしてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 各エリアの「4 戦略」の箇所で使用している丸数字を、四角囲みの数字に全て修正します。
30	エリア戦略に関する意見	42～49	(四谷駅周辺エリア) 「エリア全体でさらなる賑わいが必要」とあるが、「賑わい」の創出について、新たな取組み、方策が46～49ページに記載されていないため、記載してほしい。	E ご意見として伺います。 エリア全体での賑わいの創出については、46ページのa、c、d、e、f、hの項目に記載しています。
31	エリア戦略に関する意見	43	(四谷駅周辺エリア) まちづくりの歩みに、「若葉・須賀町地区地区計画」の策定を追加してほしい。	E ご意見として伺います。 四谷駅周辺エリアは、賑わい交流軸である新宿通り沿いで、賑わいや防災性の向上、水とみどりのネットワークの拡充を期待して設定しています。若葉・須賀町地区の一部はエリアに含まれていますが、古くからの寺社や坂道が多く、歴史的文化的資源を活かしながらまちづくりを地元と共に進めています。また、道路等の公共施設を整備し、災害時の避難や消防活動に寄与する道路空間の形成に取り組んでいる地区です。そのため、本エリアに今後期待されるまちづくりの方向性とは異なる地区であるため、記載していません。
32	エリア戦略に関する意見	43	(四谷駅周辺エリア) 若葉・須賀町地区において、まちづくり協議会が平成5年1月に「若葉・須賀町地区まちの将来像」を策定したことを追加してほしい。	E ご意見として伺います。
33	エリア戦略に関する意見	43	(四谷駅周辺エリア) 「四谷一丁目南地区沿道まちづくりの方向性」が、平成29年に策定されたことを記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 以下の内容を、「2 まちづくりの歩み」に追記します。 ・平成29年 四谷一丁目南地区沿道まちづくりの方向性策定

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方考
34	エリア戦略に関する意見	45	(四谷駅周辺エリア) 「若葉・須賀地区地区計画」の区域が、外苑東通り沿いまでだと分かるように、明示してほしい。	B ご意見の趣旨は改定素案の内容に含まれています。 「若葉・須賀町地区地区計画」の区域は外苑東通りまでであり、改定素案において、その範囲を紫色の枠で表示しています。
35	エリア戦略に関する意見	45	(四谷駅周辺エリア) 「若葉・須賀地区地区計画」と「若葉地区地区計画」の区域が分かるようにしてほしい。	B ご意見の趣旨は改定素案の内容に含まれています。 「若葉・須賀町地区地区計画」と「若葉地区地区計画」の範囲は、改定素案において紫色の枠で表示しています。
36	エリア戦略に関する意見	49	(四谷駅周辺エリア) 「中高層階住居専用地区の見直し」とあるが、地区計画の区域または協議会の区域を対象とするのか。	F ご質問にお答えします。 中高層階住居専用地区の見直しは、改定素案に記載のとおり、地区計画の策定に合わせて検討していきます。
37	エリア戦略に関する意見	49	(四谷駅周辺エリア) 「中高層階住居専用地区の見直し」とあるが、どのように見直すのか教えてほしい。	F ご質問にお答えします。 中高層階住居専用地区の見直しは、地区計画で示す目標や区域の整備・開発及び保全に関する方針と整合を図り、必要に応じて見直していきます。
38	エリア戦略に関する意見	49	(四谷駅周辺エリア) 駐車場のルールの見直しとあるが、「駐車場地域ルール」の事だと思う。「駐車場地域ルール」について、用語解説に追加してほしい。	E ご意見として伺います。 四谷地区では、駐車場地域ルールは策定されていないため、一般的な表現である「駐車場のルール」と記載しています。また、「地域ルール」については、用語解説181ページに掲載しています。
39	エリア戦略に関する意見	49	(四谷駅周辺エリア) 「緑化の誘導」とあるが、令和2年に東京都・特別区・市町村が改定した「緑確保の総合的な方針(改定)」の趣旨やGXの観点より、「緑化の誘導」ではなく「緑化の確保を推進」と記載してほしい。	B ご意見の趣旨は改定素案の方向性と同じです。 まちづくり戦略プランに記載している「緑化の誘導」とは、一定規模以上の施設計画において緑化基準以上の緑化を誘導する意図であり、大規模開発の際、誘導を進めることを想定しています。一方ご指摘の「緑化の確保」については「みどりの保全」と記載しており、区民、事業者、行政によるみどりの保護と育成を推進する意図で記載しています。
40	エリア戦略に関する意見	50～57	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) 明治公園について、都市計画審議会からの答申を踏まえた、取組みの内容となっているのか教えてほしい。	F ご質問にお答えします。 まちづくり戦略プランに記載されている重点的な取組みは、ご指摘の都市計画審議会の答申を踏まえています。
41	エリア戦略に関する意見	50～57	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) 明治公園整備事業について、景観まちづくり審議会において出された意見を改定素案に反映してほしい。	E ご意見として伺います。 ご指摘の明治公園に関する景観まちづくり審議会での意見は、明治公園の中のエリア名称に関するものと、維持管理について指定管理の期間である20年の捉え方に対するものであり、まちづくり戦略プランに反映が必要なものではありませんでした。
42	エリア戦略に関する意見	50～57	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) 明治公園内に計画されている公衆浴場は、用途地域の制限に適合しているのか教えてほしい。	F ご質問にお答えします。 ご指摘の公衆浴場については、用途地域の制限に適合しています。
43	エリア戦略に関する意見	50～57	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) みどりの保全・創出について記載されているが、樹木の伐採が事業者から申請され、伐採の許可は区が行っている。改定素案の取組みと不整合なので、修正してほしい。	E ご意見として伺います。 改定素案では、重点的な取組みとして「歴史のある豊かなみどりに囲まれたスポーツクラスターとして老朽化したスポーツ施設等の段階的な整備を促進」や「地域の自然・歴史・文化を踏まえ、いちよう並木から絵画館前広場を経て、聖徳記念絵画館を臨む眺望景観を保全し、みどり豊かな風格ある景観を創出」と記載しています。樹木の伐採の許可では、許可基準において支障木の伐採は必要最低限に止めることや、現存する植生はできるだけ残存させること、伐採後は積極的に修景植栽を行うことを定めています。このため、改定素案の取組と伐採の許可の整合は図られています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方考え方
44	エリア戦略に関する意見	50～57	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) 神宮外苑地区地区計画について、都市計画審議会からの意見に対する区の対応を教えてください。	F ご質問にお答えします。 都市計画審議会から出された意見については、東京都からの意見照会の際に、その意見を付して回答しています。
45	エリア戦略に関する意見	50～57	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) 信濃町駅周辺エリアと神宮外苑エリアは、土地利用や課題が違うため、別々のエリアとしてほしい。	E ご意見として伺います。 神宮外苑・信濃町駅周辺エリアについては、信濃町駅周辺を国立競技場への玄関口として捉え、エリアの範囲を設定しています。
46	エリア戦略に関する意見	50～57	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) 神宮外苑エリアは再開発が行われるため、区としての課題認識、開発事業者からの申請に対する取り組み姿勢、許可基準、推進方策、事業者のまちづくり方針に対する区の運営、管理に関し、詳細に記載してほしい。	E ご意見として伺います。 神宮外苑地区については、平成25年の地区計画策定以降、まちづくりの状況に合わせて平成28年及び平成29年、令和4年に都市計画を変更しました。これらの内容を踏まえ、改定素案に主な課題や戦略を記載しています。
47	エリア戦略に関する意見	52	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) 52ページの「3 主な課題」に、神宮外苑地区地区計画に関する都市計画審議会からの意見を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 主な課題については、都市計画審議会の審議結果も踏まえ、総合的な視点で記載しています。
48	エリア戦略に関する意見	53	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) 53ページに、神宮外苑地区地区計画の区域とA-3地区に新たに整備される明治公園を図示してほしい。	E ご意見として伺います。 神宮外苑地区地区計画の区域は、改定素案において、その範囲を紫色の枠で表示しています。また、新たに整備される明治公園については、整備完了後に地図に反映させます。
49	エリア戦略に関する意見	54	(神宮外苑・信濃町駅周辺エリア) 明治公園のイメージ図が54ページに記載されているが、公園の全体の眺望イメージとしてほしい。	E ご意見として伺います。 ご指摘のイメージ図は、本エリアの重点的な取り組みの「自然に親しみ、憩い、集える多様な交流空間や歩行者ネットワークの創出」を示す図として掲載しています。
50	エリア戦略に関する意見	58～65	(神楽坂エリア) 大久保通りから軽子坂通りの範囲は、神楽坂エリアと飯田橋駅東口周辺エリアに重複しているため、エリアの境界を軽子坂としてほしい。	E ご意見として伺います。 大久保通りから軽子坂通りの間は、神楽坂エリアのまちづくりにとっても重要な場所であることから、現在のエリアの範囲とします。
51	エリア戦略に関する意見	65	(神楽坂エリア) 「建築基準法に基づく道路幅員の見直し※」とあるが、「路地の保全※」としてほしい。資料編を、2箇所参照させるのは、不適切だ。	G ご意見を踏まえて修正します。 資料編を2箇所参照させないように、文言を調整します。
52	エリア戦略に関する意見	65	(飯田橋駅東口周辺エリア) 「都市再生緊急整備地域の指定」とあるが、指定を行うのか教えてください。	F ご質問にお答えします。 都市再生緊急整備地域の指定については、国が行うものですが、地元や隣接区のまちづくりの動向も踏まえ、国への要望について、必要に応じて検討していきます。
53	エリア戦略に関する意見	67	(飯田橋駅東口周辺エリア) 以下の方針等を確認し、エリアの課題、取組み、方策を再度検討してほしい。 ・飯田橋駅周辺基盤整備方針(案)(東京都) 令和5年2月 ・飯田橋駅前地区基盤整備ビジョン(新宿区) 令和4年8月 ・飯田橋駅周辺基盤再整備構想(東京都) 令和2年9月	B ご意見の趣旨は改定素案の方向性と同じです。 改定素案の作成にあたっては、ご指摘の方針等を踏まえた上で作成しており、方向性は同じです。
54	エリア戦略に関する意見	69	(飯田橋駅東口周辺エリア) 下宮比町地区市街地再開発事業の準備組合の区域を69ページに記載してほしい。	E ご意見として伺います。 各エリアの現状・課題図に記載している地元まちづくり組織については、それぞれエリアの状況に応じて、必要なものを掲載しています。
55	エリア戦略に関する意見	70・71	(飯田橋駅東口周辺エリア) 公共空間において、駅から防災拠点・病院・一時滞在施設へのアクセス動線の強化や発災時の帰宅困難者のための一時滞在施設や一時滞留スペースの創出が必要だと思う。	B ご意見の趣旨は改定素案の方向性と同じです。 改定素案に、歩行者ネットワークの形成や回遊性の向上、オープンスペースの整備、帰宅困難者対策等について記載しています。
56	エリア戦略に関する意見	75	(外苑東通り沿道エリア) 都市計画道路の名称で記載されているが、通称名も併記してほしい。	E ご意見として伺います。 ご指摘の都市計画道路の名称については、道路整備に関する内容の場合は都市計画における路線番号を記載し、必要に応じて通称名を併記しています。道路整備に関する内容以外の場合は、通称名を記載し、通称名がない場合は路線番号を記載しています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方考え方
57	エリア戦略に関する意見	78・79	(外苑東通り沿道エリア) 78・79ページに掲載されている、以下の写真を変更してほしい。 ・道路における歩行環境の改善の事例(山手通り) ・駅周辺のバリアフリー動線の充実の事例(新宿駅東南口) ・観光資源となる路地景観の保全の事例(神楽坂) ・道路整備にあわせた沿道建物の不燃化の事例(北新宿二丁目)	E ご意見として伺います。 ご指摘の各写真は、それぞれの重点的な取組みに合わせた事例の写真です。「観光資源となる路地景観の保全の事例(神楽坂)」の写真については、重点的な取組みの意図がより伝わるよう「エリア内に富んだ地形を活かした景観(宝竜寺坂)」の写真に変更します。
58	エリア戦略に関する意見	81	(外苑東通り沿道エリア) 「環状第3号線の整備にあわせ、道路幅員等を考慮した建物の建替えについての制限の見直し」とは、どのような制度なのか教えてほしい。また、分かりやすく記載してほしい。	F ご質問にお答えします。 広幅員の都市計画道路が整備される際に、周辺の地元まちづくり組織においてまちづくりの機運が高まった場合、地区計画の策定と併せて、その幅員に見合った用途地域等に変更することを想定しています。また、現在の記載は、目的を分かりやすく説明したものとしています。
59	エリア戦略に関する意見	86・89	(若松環4沿道エリア) 「エリア一帯の道路・交通体系の構築を図ります。」と記載されているが、「道路・交通体系の構築」とはどのような意味なのか教えてほしい。また、分かりやすく記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 分かりやすくするため、以下のとおり下線部を修正します。 86ページ 【修正前】 2 道路・交通体系の構築 ・環状第4号線の整備による、西富久地区から早稲田駅までの道路交通ネットワークの形成を見据え、エリア一帯の道路・交通体系の構築を図ります。 【修正後】 2 快適な道路交通ネットワークの創出 ・環状第4号線の整備による、西富久地区から早稲田駅までの道路交通ネットワークの形成を見据え、エリア一帯の道路交通の円滑化を図ります。 89ページ 【修正前】 エリア一帯の地区内主要道路や主要区画道路等の配置の見直しと、道路・交通体系の構築 【修正後】 環状第4号線の整備とエリア一帯の地区内主要道路や主要区画道路等の配置の見直しによる、道路交通の円滑化
60	エリア戦略に関する意見	93	(大久保・百人町エリア) 大久保通りから職安通りの補助第72号線は完成済みではないか。92ページに、全線開通と記載されている。	F ご質問にお答えします。 ご指摘の補助第72号線については全線開通していますが、事業期間が令和5年3月31日までであったため、事業中の表記としました。改定案では、完了の表記に修正します。
61	エリア戦略に関する意見	99	(高田馬場駅周辺エリア) 「2 まちづくりの歩み」に、以下を追加してほしい。 ・令和5年1月高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進検討委員会の設立 ・令和5年2月高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進協議会の設立	G ご意見を踏まえて修正します。 ご指摘の組織については、改定素案の決定後に設立したため、改定案に記載します。
62	エリア戦略に関する意見	101	(高田馬場駅周辺エリア) 高田馬場駅周辺地区まちづくり構想案の区域の線が「高田馬場駅東口再開発協議会」の区域の線と重なっているため、見えるように修正してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 ご指摘の箇所について修正し、範囲を分かりやすく表示します。
63	エリア戦略に関する意見	101	(高田馬場駅周辺エリア) 早稲田通りは、都市計画道路として拡幅整備の可能性はあるのか、教えてほしい。	F ご質問にお答えします。 ご指摘の補助第169号線(早稲田通り)は都市計画決定済みですが、現在未着手の状況です。今後、事業化されれば、拡幅整備されていきます。
64	エリア戦略に関する意見	102	(高田馬場駅周辺エリア) 奈良駅やリーガロイヤルホテルの写真は、このエリアにふさわしくないため、変えてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 重点的な取組みである「賑わいあふれる都市空間の整備」のイメージがより伝わるように、写真を変更します。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方
65	エリア戦略に関する意見	105	(高田馬場駅周辺エリア) 「区の施策に応じた機能」とは、どのような機能なのか、教えてほしい。また、分かりやすく記載してほしい。また、57ページでは、簡潔明瞭に記載されているが、同じ意味なのか教えてほしい。	E ご意見として伺います。 ご指摘の区の施策に応じた機能とは、記載した機能のほか、高齢者福祉施設、文化施設、コミュニティ施設、運動施設、観光施設、産業支援施設などを想定しています。地域の特性に応じて、必要な機能は異なります。
66	エリア戦略に関する意見	105	(高田馬場駅周辺エリア) 「都市開発諸制度を活用した容積率緩和による、…」という記載が、同じページに2箇所あります。まとめて記載するなどの工夫をしてほしい。	E ご意見として伺います。 土地利用に関する記載は誘導するものであり、建物に関する記載は誘致や要請をするものであるため、別項目として記載します。
67	エリア戦略に関する意見	124	(新宿駅周辺地区) 「7路線8駅」の内訳について、記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 以下のとおり、7路線8駅の内訳について追加します。 【追加】 ※7路線8駅の内訳は、JR線、東京地下鉄丸ノ内線、都営地下鉄新宿線、都営地下鉄大江戸線(新宿駅・新宿西口駅)、小田急線、京王線、西武新宿線(西武新宿駅)です。
68	エリア戦略に関する意見	130	(新宿駅直近エリア) 「賑わいが地域全体に展開されにくい」ことを課題としており、常に全体が賑わっていないといけないと受け止めたが、その必要はあるのか教えてほしい。	F ご質問にお答えします。 新宿駅周辺は、都市マスタープランにおいて、国際的な賑わいと交流を先導する「創造交流の心」に位置づけられています。そのため、エリア全体での賑わいの創出が必要です。また、125ページの「新宿駅周辺地区の「3 現状と課題」」の内容を踏まえ、記載しています。
69	エリア戦略に関する意見	130	(新宿駅直近エリア) 路上公共喫煙所は、「排煙が外に漏れないようにする(ふたをするなど)」「はみ出して吸う人がいたらその喫煙所は30分間全面使用禁止とする」「料金を取る」など、まず非喫煙者の権利を尊重するルールとしてほしい。	E ご意見として伺います。 公衆喫煙所の利用にあたっては、非喫煙者の方が不快な思いをしないよう、喫煙者の方に対してマナー向上の周知をしていきます。
70	エリア戦略に関する意見	130・132・133	(新宿駅直近エリア) 130ページの①「賑わいが地域全体に展開されにくい」という課題に対して、132ページのaでは「魅力の発信・賑わい機能の充実」という取組みを記載しているが、具体的には何をするのか記載してほしい。	F ご質問にお答えします。 130ページ①の課題に対する戦略については、133ページのeにある「東西をつなぐ軸の形成」やfにある「駅とまち、まちとまちをつなぐ多層の歩行者ネットワークの形成」などが対応しています。 また、132ページのaにある「魅力の発信・賑わい機能の充実」の具体的な内容については、都市再生特別地区等を活用した開発計画にあわせて、商業機能や情報発信機能、宿泊機能等を誘導していくことを想定しています。
71	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 新宿六丁目周辺では、医大通りから文化センター通りに向け、狭い道路に通り抜け車両が非常に多く、課題を抱えている。また、街づくりの機運もあるので、イーストサイドスクエアで整備された道路とネットワークされた道路網を戦略的に位置付け、まちづくりを進めてほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 ご指摘の文化センター通りと東京医大通りの間における歩行者の安全性の確保や防災面・地域コミュニティの課題、新宿文化センターの再開発を含めた面的な開発、東大久保公園の整備などについては、今後の地域のまちづくりの動向を踏まえ、検討していきます。
72	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 新宿六丁目周辺について、東京医大通りや新宿文化センターだけでなく、地域の課題解決に向けた地元のまちづくりの取組みについても目を向け、より良いまちづくりに向け、公民の連携、地元の取組みに対する支援をしてほしい。	D
73	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 新宿六丁目周辺について、区のエリア戦略においても、次世代に向けて、道路の整備や文化センターの魅力向上だけでなく、再開発とあわせた東大久保公園の整備による、コミュニティの醸成につながる空間づくりなど、地域の課題に向き合った戦略を打ち出し、再開発等によるまちづくりの支援をお願いしたい。	D
74	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 新宿六丁目周辺は、災害に対する脆弱性が大きな問題であり、再開発による、災害に強い超高層マンションや道路の整備等が一刻も早く進められるよう、区としても総力を挙げて取り組んでほしい。	D

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方
75	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 重点的な取組みとして、東京医大通り沿道だけでなく、新宿文化センターとの間の道路についても、安全で快適な歩行者空間の創出を図ると記載してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 ご指摘の文化センター通りと東京医大通りの間における歩行者の安全性の確保や防災面・地域コミュニティの課題、新宿文化センターの再開発を含めた面的な開発、東大久保公園の整備などについては、今後の地域のまちづくりの動向を踏まえ、検討していきます。
76	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 新宿六丁目周辺について、地元のまちづくりの取組みを踏まえ、推進方策に都市開発諸制度や市街地再開発事業の活用による地域の基盤整備や都市居住エリアの創出、防災性向上や文化活動拠点の創出等を記載してほしい。	D
77	エリア戦略に関する意見	138	(新宿駅東口エリア) 新宿文化センターは、再開発を念頭に周辺を含めた面的な開発が急がれる。「新宿三丁目駅」から文化センターへのアクセス経路として、明治通りから医大通りに入る道路は、歩行者の安全を確保する観点から歩行者専用道路への工夫が求められる。東大久保公園は、再開発に合わせた整備により、次世代に向け世代間のコミュニティ向上に繋がる。	D
78	エリア戦略に関する意見	138	(新宿駅東口エリア) 明治通り沿道と文化センター通りの北側では再整備が進んでいる一方で、文化センター通り以南は木造密集地域が残り、狭隘道路も存在するため、防災面での課題があります。また駐車場や低層の建物が多く、立地にふさわしい利活用がされていない印象を受けます。	D
79	エリア戦略に関する意見	141	(新宿駅東口エリア) 新宿文化センターが核となり、文化・芸術等にふれあい、親しむことができる場所や機会を、周辺に波及させることが重要だと考える。次代の文化育成・発信を担うエンターテインメント拠点を、周辺の住宅地等を含めた一体的な複合開発により再整備することによって、多様な人々が暮らし、日常的に利用し、交流が持続する”新たな文化・芸術のまち”を目指してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 改定素案では、賑わいと交流を生み出す都市空間の形成として、新宿文化センター等の文化施設を活かすとともに、新たな文化施設の立地を誘導し、文化活動の拠点を創出していくことを記載しています。頂いたご意見については、今後の地元のまちづくりの動向を踏まえ、検討していきます。
80	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 新宿六丁目周辺について、再開発事業を検討している地元組織を「地元まちづくり組織」として掲載し、戦略を「東京医大通りや周辺の車両通り抜けを解消し、歩車分離された歩行者空間を創出します」としてほしい。また、新宿文化センターについては、「新宿文化センターの建て替えを契機に、隣接する東大久保公園を含め、まちと一体化した文化活動の拠点を創出していきます。」と記載してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 各エリアの現状・課題図に記載している地元まちづくり組織は、一定の基準により、全エリアについて統一的な記載をしています。また、課題及び戦略の記載内容については、今後の地域のまちづくりの動向を踏まえ、検討していきます。
81	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 「歩きたくなるまち」実現のため、新宿三丁目域内の全域を、原則として「究極歩行者優先地帯」としてほしい。 究極歩行者優先地帯とは ・この地帯内の交通ルールを、緊急用車両を除き、常時歩行者最優先とする。 ・このルールでは、人や貨物の関係を、総重量と速度の積の小さな方が優先権を持つ事にし、接触や衝突などの事故が起きた場合は、総重量と速度の積の大きな方が無条件に100%責めを負うことにする。 ・なお、歩行者の中での優先権が必要な場合は、例えば、1 障害歩行者>2 車椅子>3 乳母車・シルバーカー>4 健常歩行者>5 シニアカー とする。 ・このため、道路はすべて段差のない構造とし、区分線が必要な所は、タイヤが乗って走るとビービーと音の鳴る車線区分線とする。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿駅東口エリアの戦略の方向性にある「歩きたくなるまちづくりの推進」の実現に向け、重点的な取組の一つを「歩いて楽しい活力と賑わいのあるまちの整備」とし、「流入車両の段階的な抑制」や「まちの回遊性向上」、「道路の歩行者優先化」などについて記載しています。ご提案の内容については、今後の具体的な検討の際に、参考とさせていただきます。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方
82	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 「究極歩行者優先地帯」になるまでの措置として、以下のことに取り組んでほしい。 ・明治通りの歩道を拡幅する。 ・車道のある道路については、歩車の段差や柵をなくし、道路のどの部分も歩行者優先とする。 ・放置自転車対策のために必要な期間は、歩道上の駐輪場を暫定利用ではなく恒久的な物とする。 ・附置義務駐輪場をつくらなくてよいルールに変える ・たくさんビルの上に、ひとつの広い陸屋根(上がたいらな屋根)を架け、当面「原っぱ」や「屋上ガーデン」とし、長期的には新宿をホームとするスポーツチームのためのグラウンドやスタジアムを整備する。 ・地下のネットワークを拡充し、荷さばき用の通路、タクシー用の車路や交番などのインフラも設置、『新宿ダンジョン』を拡大する。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿駅東口エリアの戦略の方向性にある「歩きたくなるまちづくりの推進」の実現に向け、重点的な取組の一つを「歩いて楽しい活力と賑わいのあるまちの整備」とし、「流入車両の段階的な抑制」や「まちの回遊性向上」、「道路の歩行者優先化」などについて記載しています。ご提案の内容については、今後の具体的な検討の際に、参考とさせていただきます。
83	エリア戦略に関する意見	136～143	(新宿駅東口エリア) 東京医大通りだけでなく、明治通りの新宿三丁目区間も歩道が狭く危険であるが、記載されている所とされていない所の違いは何なのか教えてほしい。また、記載してほしい。	F ご質問にお答えします。 ご指摘の明治通りの新宿三丁目区間も含め、地区全体の歩行者空間の不足については、同ページの⑥に記載しています。特に、歩道がなく歩車分離されていない東京医大通りについては、⑬に記載しました。
84	エリア戦略に関する意見	138	(新宿駅東口エリア) 「活発な経済活動がまちなみに絶えず変化をもたらしているため、景観の形成について検討が必要です」とあるが、文脈が不明である。なぜ「変化していると検討を要する」のか、教えてほしい。また、記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 分かりやすい表現となるように、下線部を修正します。 【変更前】 ⑧歴史ある建造物、ランドマークとなる大型ビジョン、モア四番街のオープンカフェ等の地域独自の景観があり、一方で、 <u>活発な経済活動が街並みに絶えず変化をもたらしているため、景観の形成について検討することが必要です。</u> 【変更後】 ⑧歴史ある建造物、ランドマークとなる大型ビジョン、モア四番街のオープンカフェ等の地域独自の景観があり、 <u>地域の個性や歴史、文化を踏まえた</u> 景観の形成について検討することが必要です。
85	エリア戦略に関する意見	144～151	(新宿駅西口エリア) 私たちは芸能花伝舎と連携したまちづくりの検討を重ねているため、新宿区にはまちづくりに本気になって、スピード感を持って進めてほしい。西新宿がもっと盛り上がり、私たちの活動が実を結ぶよう、よろしく願いたい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿駅西口エリアでは、来街者向けの賑わい施設が少なく、休日の賑わいが不足しているという課題を解決するため、地域の文化施設を活用した芸術・文化の発信拠点の創出について記載しています。ご指摘のまちづくりについては、地域の動向を注視していきます。
86	エリア戦略に関する意見	144～151	(新宿駅西口エリア) 芸能花伝舎とその周辺はまちづくりが進んでいないが、芸能文化により、まちに人が来るようなまちづくりを検討してきた。新しくできたまちで安心して、さらに生き生きと長生きしたいと思っている。早くできるのが待ち遠しい。	D
87	エリア戦略に関する意見	144～151	(新宿駅西口エリア) 芸術文化の発信拠点の創出を西新宿で実現するため、早期に再開発を進めてほしい。新宿駅が新しくなる2030年に、芸術文化の発信拠点もできていれば、素晴らしい西新宿になると思う。	D
88	エリア戦略に関する意見	144～151	(新宿駅西口エリア) 再開発を検討する準備組合があり、地権者が同じ方向を向いているこのタイミングで、早く芸術文化のまちづくりに着手してほしい。区が芸能花伝舎にもっと寄り添って、芸能花伝舎を含めた将来のまちづくりの検討を進め、西新宿の魅力が更に高まるように戦略プランの実現に向けて取り組んでほしい。	D
89	エリア戦略に関する意見	144～151	(新宿駅西口エリア) 芸術・文化の発信拠点の創出が実現すると、とても素晴らしい西新宿になると思うので、芸能花伝舎と一体となった芸術文化のまちづくりが一日でも早く実現できることを期待している。	D
90	エリア戦略に関する意見	144～151	(新宿駅西口エリア) 早期に再開発が進むよう、早急に対応してほしい。	D

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
91	エリア戦略に関する意見	144～151	(新宿駅西口エリア) 子どもが文化と関わりが持てるまちづくりを目指してほしい。休日や祝日には、親子連れが過ごしやすい文化芸術などを取り込んだまちづくりをしてほしい。文化芸術だけではなく、それ以外のプラスアルファの魅力が必要だ。また、年間のイベントスケジュール等も必要だ。一方で、住宅のまちでもあるので、夜間は静かなまちづくりを行ってほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿駅西口エリアでは、来街者向けの賑わい施設が少なく、休日の賑わいが不足しているという課題を解決するため、地域の文化施設を活用した芸術・文化の発信拠点の創出について記載しています。ご指摘のまちづくりについては、地域の動向を注視していきます。
92	エリア戦略に関する意見	168～175	(西早稲田駅周辺エリア) 東京都児童相談センター、東京都心身障害者福祉センター等の跡地は、どのような計画があるか教えてほしい。	F ご質問にお答えします。 ご指摘の施設跡地については、東京都教育委員会が令和4年3月に公表した報告書において、戸山地区学園特別支援学校(仮称)を開設するとされています。
93	エリア戦略に関する意見	170・171	(西早稲田駅周辺エリア) 「都市計画駐車場の在り方検討」の内容を教えてください。	F ご質問にお答えします。 西早稲田駅周辺エリアにある都市計画駐車場は、昭和35年に都市計画決定され整備されたものです。当時の駐車場需要の変化を踏まえ、今後、その必要性を含めたあり方について検討が必要と考えています。
94	エリア戦略に関する意見	171・174	(西早稲田駅周辺エリア) 箱根山通りを歩行系幹線道としているが、急勾配なためふさわしくない。戸山団地の19～22号棟の横の道から大久保通りに続く道を歩行系幹線道としてほしい。	E ご意見として伺います。 ご指摘の歩行系幹線道については、都市マスタープランにおいて示されているものです。令和9年に予定している、都市マスタープランの改定の際に、改めて検討していきます。